

瀬戸内海国立公園の整備の推進を求める意見書（案）

我が国最初の国立公園として指定された瀬戸内海国立公園の香川地域は、屋島や五色台、小豆島の寒霞溪などの展望地が主要な観光地となり、年間約480万人の方が訪れている。

本県では、昭和30年代から平成16年度にかけて、国の補助事業等を活用して園地や便益施設などの整備を行ってきたが、三位一体の改革に伴い国立公園の整備は国の直轄事業となり、平成17年度から都道府県等への補助金が廃止されたにもかかわらず、国による整備はほとんど実施されてこなかったことから、瀬戸内海国立公園全体の施設の荒廃や老朽化が進んでいる。

こうした中、平成27年度から、国立公園における国際化対応や老朽化対策のための施設整備を促進するため、自然環境整備交付金の対象事業が国立公園整備事業にも拡充されており、本県では、この交付金を活用して、瀬戸内海国立公園の案内標識等の多言語表記化や荒廃・破損した歩道の再整備等を行っている。

しかしながら、国の交付金は都道府県の要望額を確保できておらず、また、対象事業は、地方自治体が国立公園事業で整備した便益施設の老朽化対策等に限定されており、それ以外の事業で整備した便益施設や民間施設は対象となっていない。

よって、国におかれては、瀬戸内海国立公園の整備を推進するために必要な自然公園等事業費の予算を十分に確保するとともに、自然環境整備交付金の対象事業の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月21日

香 川 県 議 会